

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」と総称する。）に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、当該障害者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

（用具の種目及び対象者）

第2条 給付の対象となる用具の種目及び品目並びに対象者は、別表のとおりとする。ただし、障害者等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第43条の2第1項に定める者のうちいずれかの者について、用具の給付の申請のあった月の属する年度（用具の給付の申請のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の市町村民税の所得割の額が同条第2項に定める額以上である場合は、当該障害者等は対象者となることはできない。

- 2 前項の対象者は、中津市に住所を有する在宅の者に限る。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる用具にあっては、当該各号に定める障害者等に対し、給付することができる。

（1） 頭部保護帽、人工喉頭、蓄便袋及び蓄尿袋 次に掲げる障害者等

- ア 中津市に住所を有する障害者等であって、入院しているもの
- イ 中津市の支給決定（法第19条第1項に規定する支給決定をいう。）を受けた障害者又は障害児の保護者に係る当該障害児であって、入所又は入居しているもの
- ウ 中津市に住所を有する障害者であって、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所しているもの

（2） 紙おむつ 次に掲げる障害者等

- ア 前号アに掲げる者
- イ 前号イに掲げる者のうち、生活介護を行わない施設等に入居又は入所しているもの

（3） 社会福祉課長が特に必要と認める用具 社会福祉課長が特に必要と認める障害者等

- 4 前3項の規定にかかわらず、この要綱により給付される用具と同一の用具又は類似の用具について、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により保険給付を受けることができる障害者は、

当該同一の用具又は類似の用具についての対象者となることはできない。

(給付の申請)

第4条 用具（点字図書及び住宅改修費を除く。）の給付を受けようとする障害者等は、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を社会福祉課長に提出するものとする。この場合において、紙おむつの給付を初めて受けようとする障害者等又は用具の給付を受けようとする法第4条第1項に規定する治療方針が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者」という。）は、申請書に医師の診断書を添えて、社会福祉課長に提出するものとする。

2 点字図書の給付を受けようとする障害者等は、申請書に出版施設（昭和47年7月18日社更第120号厚生省社会局長通知により別途指定される点字図書給付事業に係る点字図書給付対象出版施設をいう。以下同じ。）の発行する点字図書の発行証明書（以下「点字図書発行証明書」という。）を添えて、社会福祉課長に提出するものとする。

3 住宅改修費の給付を受けようとする障害者等は、申請書に現況写真、工事図面及び工事見積書を添えて、社会福祉課長に提出するものとする。

(費用の負担)

第7条 給付決定者（点字図書の給付決定者を除く。）は、品目ごとに、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を負担するものとする。

(1) 用具の給付に要する費用の額（一の品目について性能等の異なる複数の用具の給付を受ける場合にあつては、当該用具の給付に要する費用を合算した額とする。以下同じ。）に市長が別に定める基準額をいう。以下同じ。）以下である場合 用具の給付に要する費用の額の1割に相当する額

(2) 用具の給付に要する費用の額が基準額を超える場合 基準額の1割に相当する額及び当該基準額を超える額

2 点字図書の給付決定者は、当該点字図書の一般図書の購入価格相当額を負担するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項各号又は前項の規定により給付決定者が負担する額（第1項第2号に定める額のうち、当該基準額を超える額を除く。）の同一の月における合計額が、施行令第43条の3各号に定める額を超えるときは、給付決定者は、当該超える額について負担を要しない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

(指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等（共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者（厚生労働大臣が定める者に限る。）を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。）であって、次に掲げる者に該当するもの（第四号に掲げる者を除く。） 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等（法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（前号及び次号に掲げる者を除く。） 四千六百元

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者（二十歳未満の者に限る。）及び療養介護に係る支給決定を受けた者（二十歳未満の者に限る。）を除く。以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号ニ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属

する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零

（補装具費に係る負担上限月額）

第四十三条の三 法第七十六条第二項に規定する当該補装具費支給対象障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる補装具費支給対象障害者等（同条第一項に規定する補装具費支給対象障害者等をいう。以下この条及び第四十三条の五第一項第二号において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 三万七千二百円
- 二 市町村民税世帯非課税者（補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者（補装具費支給対象障害者等（法第七十六条第一項の申請に係る障害者に限る。）にあっては、その配偶者に限る。）が補装具の購入又は修理のあった月の属する年度（補装具の購入又は修理のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該補装具費支給対象障害者等をいう。）又は補装具費支給対象障害者等及び当該補装具費支給対象障害者等と同一の世帯に属する者が補装具の購入若しくは修理のあった月において被保護者若しくは要保護者である者であって厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該補装具費支給対象障害者等 零

（目的）

第1条 この規則は、法令の定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を社会福祉課長、子育て支援課長及び介護長寿課長に委任することによって、行政の円滑かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（社会福祉課長への委任事務）

第2条 市長は、その権限に属する次に掲げる事項を社会福祉課長に委任するものとする。

（1）～（5） 略

（6） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この号において「法」という。）に関する次に掲げる事務

ア 法第19条から第25条までに規定する介護給付費等の支給決定に関すること。

イ 法第29条から第31条までに規定する介護給付費等の支給に関すること。

ウ 法第34条から第35条までに規定する特定障害者特定給付費等の支給に関すること。

エ 法第51条の5から第51条の10まで及び法第51条の13から第51条の18までに規定する地域相談支援給付費等の支給に関すること。

オ 法第52条から第58条までに規定する自立支援医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第1号に規定する育成医療及び同条第2号に規定する更生医療に係る自立支援医療費に限る。）の支給に関すること。

カ 法第76条第1項に規定する補装具費の支給に関すること。

キ 法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。

ク 法第77条第1項及び第3項に規定する地域生活支援事業として行う事業の事務に関すること。